



山形県公報

令和2年4月1日(水)

号 外 (14)

目 次

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… 2
- 山形県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程…………… 3
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 同

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年8月県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項中「29,000円」を「28,000円」に改める。

別表第2中

酒田公舎	1,400
------	-------

を

酒田公舎	1,300
------	-------

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1臨時職員の項を削り、同表財務の項第13項第16号イ中「及び」を「計装設備保守点検業務及び」に改める。

別表第2総務企画課の項中、

職員の任免に関すること。	1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職員の任免に関すること。	1 日々雇用職員（個別的に選考することが不適当な場合に包括選考する者及び技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のものを除く。）の雇用に関すること。
--------------	------------------------------------	---

を

非常勤職員の任免に関すること。	1 地方公務員法第3条第3項第2号及び第3号に規定する職員（委員会、審査会等附属機関の委員等を除く。）の任免に関すること。	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任免に関すること。
-----------------	---	--

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第5号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第53条第1号中「賃金、報償費」を「報償費、旅費（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員の通勤に係る費用弁償に限る。）」に改める。

第55条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第124条第1項中「県庁の掲示場又は当該入札に係る事務を担当する事業所の掲示場その他のものに掲示することにより行うものとし、併せて、」を削り、同条第2項中「管理者が必要と認める場合は、前項」を「同項」に、「新聞紙」を「県庁の掲示場又は当該入札に係る事務を担当する事業所の掲示場並びに新聞紙」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第135条第1項中「（別記様式第74号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第75号）」に、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類その他を「に」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「（別記様式第78号）」を削り、「（別記様式第79号）」に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める書類その他を「に」に改め、同項各号を削り、同条第5項中「（別記様式第80号から第82号まで）」を削る。

第141条第1項第6号中「かし担保責任」を「契約不適合責任」に改める。

第150条第1項中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

別表第1固定資産の項の表及び費用の項の表、別表第2固定資産の項の表及び費用の項の表、別表第4固定資産の項の表及び費用の項の表並びに別表第5固定資産の項の表及び費用の項の表中

「			厚生福利費 賃金	」を
「			厚生福利費	」に改める。

別記様式第74号から別記様式第82号までを削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員倫理規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員倫理規程(平成19年11月県企業管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び」を「、」に、「第28条の5第1項」を「第22条の2第1項に規定する職員及び同法第28条の5第1項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第7号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程(平成22年3月県企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「再任用短時間勤務職員等以外の非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第8条第1項中「非常勤及び」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び再任用短時間勤務職員並びに」に改め、「(任期付短時間勤務職員を除く。)」を削る。

「第2節 再任用短時間勤務職員等以外の非常勤職員」を「第2節 会計年度任用職員」に改める。

第37条の前の見出しを「(任用)」に改め、同条第1項を次のように改める。

所属長は、会計年度任用職員を任用しようとする場合は、会計年度任用職員任免伺(別記様式第36号)により総務企画課長の決裁を受けなければならない。

第37条第2項を削り、同条第3項中「第1項の日々雇用職員雇用伺」を「前項の会計年度任用職員任免伺」に改め、同項第3号中「(別記様式第37号)」を削り、同項第4号中「雇用」を「任用」に改め、同項を同条第2項とする。

第38条第1項中「前条第1項各号に掲げる所属において、日々雇用職員を雇用する」を「所属長は、会計年度任用職員を任用する」に改め、「、当該各号に定める者は」を削り、「雇用予定期間、賃金」を「任用期間、給料(報酬)」に、「雇用通知書(別記様式第38号)」を「勤務条件通知書(別記様式第37号)」に改め、同条第2項中「日々雇用職員の雇用」を「会計年度任用職員の任用」に改める。

第39条中「日々雇用職員」を「会計年度任用職員」に、「別記様式第39号」を「別記様式第38号」に改める。

第40条を次のように改める。

(退職)

第40条 所属長は、会計年度任用職員が、任用期間の満了前に退職願を提出した場合は、会計年度任用職員任免伺により決裁を受けなければならない。

2 第9条第1項の規定は、会計年度任用職員の任用又は任用期間満了前の退職の場合に準用する。

3 第24条の規定は、会計年度任用職員が給与規程第2条第2項の規定によりその例によるものとされる山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条及び第7条の5の規定による退職手当の支給を受けることとなる場合に準用する。

第41条中「日々雇用職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条に次の2項を加える。

2 第34条の規定は、会計年度任用職員から同条第1項各号に掲げる書類の提出があった場合に準用する。

3 第36条の規定は、会計年度任用職員が同条第1項に規定する手続を行つた場合又は会計年度任用職員から同項に規定する書類の提出があった場合に準用する。

第43条の見出し中「嘱託等」を「専門職員」に改め、同条第1項中「第3条第3項第3号」を「第3条第3項第2号及び第3号」に、「職員(」を「職員(附属機関の構成員を除く。)」に、「嘱託等」を「専門職員」に、「非常勤嘱託職員任免伺(別記様式第40号)」を「非常勤専門職員任免伺(別記様式第39号)」に改め、同条第2項中「嘱託等」を「専門職員」に、「非常勤嘱託職員任免伺」を「非常勤専門職員任免伺」に改め、同条第3項中「嘱託等」を「専門職員」に改める。

第44条中「嘱託等」を「専門職員」に改める。

別表人事記録の項第5号中「別記様式第41号」を「別記様式第40条」に改める。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中「第22条第2項」を「第22条の3第1項」に、

非常勤	任期付短時間勤務職員以外の職員の場合	山形県企業局職員に任命する 任期は○年○月○日までとする 非常勤とする (職名)を命ずる ○号給を給する	
	任期付短時間勤務職員の場合	山形県企業局職員に任命する (地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項) 任期は○年○月○日までとする (職名)を命ずる 週○時間○分勤務とする (給料表名)○級に決定する ○号給を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を○年○月○日まで更新する」と記載すること。

を

非常勤	任期付短時間勤務職員の場合	山形県企業局職員に任命する (地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項) 任期は○年○月○日までとする (職名)を命ずる 週○時間○分勤務とする (給料表名)○級に決定する ○号給を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を○年○月○日まで更新する」と記載すること。
	会計年度任用職員の場合	山形県会計年度任用職員に任命する (地方公務員法第22条の2第1項第1号(第2号)) 任期は○年○月○日までとする (所属名)(職名)(○○業務(○○員))を命ずる 報酬(給料)月(日、時間)額○円を給する	任期を更新する場合は、「任用期間を○年○月○日まで更新する」と記載すること。

に改め、同注書第2項

第2号の表中 「

嘱託等
嘱託等

」 を 「

専門職員
専門職員

」 に、

「報酬月(日)額○円、通勤割増報酬月(日)額○円」を「報酬月(日)額○円」に改める。

別記様式第20号の注書第1項中「級号給を」を「級号給(同日が昇給日前3月以内にある場合にあつては、当該昇給日において受けていた級号給)を」に改め、同注書第2項中「直前の昇給日(休職等の期間の初日が昇給日である場合にあつては、その日)」を「属する算定期間(評価終了日以前1年間の期間(当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日からその日以後の最初の評価終了日までの期間)をいう。以下同じ。)の初日」に改め、同注書第3項中「(評価終了日以前1年間の期間)」を削る。

別記様式第36号を次のように改める。

様式第36号

会 計 年 度 任 用 職 員 任 免 伺

番号	氏 名	所属名	職 名	任用期間	給料・報酬		旅費・費用弁償	発令予定年月日	備 考
					区分	基本額			

- (注) 1 「所属名」の欄には、直属する課、室、出先機関名を記載すること。
 2 「任用期間」の欄には、任用期間の最終日を記載すること。
 3 「区分」の欄には、給料・報酬の時間額、日額、月額の別を記載すること。
 4 「旅費・費用弁償」の欄には、職務のための旅行に係る旅費又は費用弁償を支給する場合における行政職給料表の相当級を記載すること。

別記様式第37号を次のように改める。

様式第37号

第 号
年 月 日

殿

所 属 長 印

勤 務 条 件 通 知 書

あなたの会計年度任用職員としての勤務条件は、下記のとおりですのでお知らせします。

記

職 務 内 容		
勤 務 日	(勤 務 日 数)	
	週	月
	日	日
勤 務 時 間 (週 時 間)	(勤務日) 勤務時間の割振り・休憩時間	
	()	_____
	()	_____
	()	_____
	()	_____
	()	_____
	時間外勤務の有無 (有・無)	
勤 務 場 所		
給与の締切日・支払日	締切日	支払日
休 日		
休 暇	会計年度任用職員取扱要綱の規定による。	
任 期 の 更 新 又 は 公 募 に よ ら ない 再 度 の 任 用 の 可 能 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新又は公募によらない再度の任用をすることがあり得る ・ 更新又は公募によらない再度の任用はしない ※ 更新又は公募によらない再度の任用をする場合の判断基準 (勤務実績、態度 ・ 能力 ・ 資格 ・ 従事している業務の状況) (予算 ・ その他 ())	
退 職 に 関 する 事 項	定 年 制	無
	継 続 雇 用 制 度	無
	自 己 都 合 退 職 の 手 続	退職願を退職希望日の1月前までに提出すること。
	免 職 の 事 由 及 び 手 続	地方公務員法（昭和25年法律第261号）、職員の懲戒に関する条例（昭和26年10月県条例第43号）、職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）による。
そ の 他	地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となる。	

別記様式第38号を削り、別記様式第39号を別記様式第38号とする。

別記様式第40号中「非常勤嘱託職員任免令」を「非常勤専門職員任免令」に、

報 酬				
日月額	基本表	基本額	通勤割増	合計

を

報 酬	
日月額	基本額

に改める。

同様式を別記様式第39号とし、別記様式第41号を別記様式第40号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和2年4月1日印刷 発行所 山形県庁
令和2年4月1日発行 発行人 山形県